

随意契約（相手方指定）調書

件名	タブレットPC関連サーバ等移設業務委託	No.5200498
工（納）期	令和4年8月31日	
契約締結日	令和4年7月28日	
契約金額	7,524,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社内田洋行 営業統括グループ (法人番号：3010601023321)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

業者選定理由書

件名	タブレットPC関連サーバ等移設業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ 所在地 東京都江東区東陽二丁目3番25号 代表者 取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳 諭司
特命理由	<p>本件は、令和4年9月に教育ネットワークシステムを更新するにあたり、現在設置してあるサーバ等の機器を既存データセンターから新しく構築したデータセンターに移設する業務である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記事業者は、タブレットPC導入当初から区のタブレットPCの運用保守を行っており、データセンター移設後もタブレットPC等の運用保守を行うことで正確かつ円滑な業務が可能となる。</p> <p>② 本業務のサーバ等の移設作業は、単に機器類を移設するだけでなく各タブレットPCの設定変更及び移設後の各機能の動作確認等も行う必要があるため上記事業者以外の対応が困難である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)